

件名

保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁
長官が定める額を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第七十九号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））の規定に基づき、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
「条を削る。」	第一 保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第五十九条の二第二項第五号ホ関係（保険会社単体））法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。 一 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第四項第一号に規定する額 二 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額に算入することができきる額 三 単体告示第一条第五項の規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額から控除される額 四 単体告示第一条の二の規定により、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百三十条第一号に掲げる額から控除される額 2 規則別表（第五十九条の二第二項第五号ホ関係（保険会社単体））法第百三十条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

「条を削る。」

「条を削る。」

第二 規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

- 一 単体告示第一条第四項第一号に規定する額
 - 二 単体告示第一条第四項第四号に規定する額
 - 三 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額
 - 四 単体告示第一条第五項の規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額から控除される額
 - 五 単体告示第一条の二の規定により、法第二百二条第一号に掲げる額から控除される額
- 2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。

第三 規則別表（第五十九条の二第二項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

- 一 単体告示第一条第四項第一号に規定する額
- 二 単体告示第一条第四項第四号に規定する額
- 三 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段

「条を削る。」

等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額

四 単体告示第一条第五項の規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額から控除される額

五 単体告示第一条の二の規定により、法第二百二十八条第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。

第四 規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））法第百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。）第二条第四項第一号に規定する額

二 連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

「条を削る。」

三 連結告示第二条第五項の規定により、規則第八十六条の二第二項第八号に掲げる額から控除される額

四 連結告示第三条の規定により、法第百三十条第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表(第五十九条の三第一項第三号ハ関係(保険会社連結)(法第百三十条第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第五 規則別表(第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係(保険持株会社)(法第百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一 連結告示第二条第四項第一号に規定する額

二 連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三 連結告示第二条第五項の規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額から控除される額

四 連結告示第三条の規定により、法第百七十一条の二十八第一号に掲げる額から控除される額

2 規則別表(第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係(保険持株会社)(法第百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下

備考 表中の「」の記載は注記である。	1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第二百十一 条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））法第二百 七十二条の二十八において準用する法第三百三十条第一号に係る細 目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八 において準用する同法第三百三十条の規定に基づく保険金等の支払 能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準、保険業法施行規 則第二百十一條の五十九及び第二百十一條の六十の規定に基づく 少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超 える危険に相当する額の計算方法（平成十八年金融庁告示第十四 号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項 の規定により、規則第二百十一條の五十九第一項第七号に掲げる 額に算入することができる額とする。
	2 欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨 大災害リスク相当額とする。 2 第六 規則別表（第二百十一條の三十七第一項第五号口関係（少額 短期保険業者））法第二百七十二條の二十八において準用する法 第三百三十條第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業 法第二百七十二條の二十八において準用する同法第三百三十條の規 定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどう かの基準を、保険業法施行規則第二百十一條の五十九及び第二百 十一條の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、 準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（ 平成十八年三月金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業 者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一 條の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額と する。